別表第1　職員別給与簿

人事院様式 207　　平成　年

所属

変更所属

今回の給与法及び人事院規則の改正により、以下のような改定があり、差額が8ヶ月分生じた場合の「発令事項」及び職員別給与簿の下段の各欄の記入例。

モデルケース（平成26年4月から11月までの8ヶ月分の追給）

☆ 俸給の改定

行政(一)2級9号俸(200,000円) ⇨ 行政(一)2級9号俸(201,800円) A

差額1，800円×8ヶ月＝14，400円 B

☆ 地域手当への俸給の改定のハネ

地域手当10%(20,000円) ⇨ 地域手当10%(20,180円)

差額180円×8ヶ月＝1,440円 C

（注） 期末・勤勉手当その他上記以外の諸手当や控除額についても差額の発生に応じて、職員別給与簿のそれぞれの対応欄に記入が必要。

発令年月日	発令事項	俸給表	級号俸	調整額	俸給の月額	超過勤務手当等 25/100	100/100	125/100	135/100	150/100	160/100	175/100	変更月日	扶養手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当
（略）																	
4 1	給与法改正	行(一)	2	9	201,800												

Aの額

給与期間	減額 時間	減額 金額	俸給支給額	扶養手当	地域手当	広域異動手当	別調整	住居手当	単身赴任手当	超過勤務手当等 25/100	100/100	125/100	135/100	150/100	160/100	175/100	金額	(+50)	(+25)	(+15)	+50	+25	+15	加減額	支給額	その他	宿日直手当	通勤手	控除額 共済組合 短期掛金	介護掛金	長期掛金	被課税金額	所得税	宿舎費	住民税	その他	計	現金支給額	備考
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)
（略）																																						
			14,400		1,440																																	給与法改正に伴う追給
合計																																						

Bの額　　Cの額

A 3 (297×420)

職員別給与簿記載例